

監査報告

令和 6 事業年度

年金積立金管理運用独立行政法人

監査報告

2025年6月25日

年金積立金管理運用独立行政法人

理事長 内田 和人 殿

年金積立金管理運用独立行政法人監査委員会

監査委員 板 場 建

監査委員 尾 崎 道 明

監査委員 小 宮 山 榮

年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号。以下「管理運用法人法」という。）第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第19条第4項及び通則法第38条第2項並びに監査委員会による監査及び監視の実施に関する規程第26条の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の令和6事業年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（すべての勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別行政コスト計算書、勘定別損益計算書、勘定別純資産変動計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別利益の処分に関する書類（案）、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書からなる勘定別財務諸表並びに法人単位貸借対照表、法人単位行政コスト計算書、法人単位損益計算書、法人単位純資産変動計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位附属明細書からなる法人単位財務諸表）及び決算報告書について監査を実施したところ、その方法及び結果は下記のとおりです。

記

第1 監査の方法

監査委員会は、監査委員会による監査及び監視の実施に関する規程に基づき、経営委員会、理事長、理事、監査室、企画部その他職員（以下「役員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、経営委

員会に委員として出席すること、理事長以下の執行部門が主催する経営企画会議・投資委員会その他重要な会議及び委員会に陪席し必要に応じて質疑を行うこと等によって、役員等の職務の執行状況等を把握したほか、役員等から投資原則及び行動規範の遵守状況や職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務、財産の状況及び厚生労働大臣に提出する書類を調査しました。また、役員の職務の執行が通則法、管理運用法人法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他管理運用法人の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書並びに事業報告書（会計に関する部分）を検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

第2 監査の結果

- 1 管理運用法人の業務は、法令等に従って適正に実施され、また、中期目標及び中期計画も概ね達成されたと認めます。一方で、より効果的な業務執行のため一部改善が必要と思われる事項もあります。

なお、補足事項は次のとおりです。

当年度は、次期中期計画策定（基本ポートフォリオの策定を含む）が当法人にとって最も大きな課題でした。この課題に取り組むため、一昨年度より行ってきた経営委員会勉強会の内容も踏まえ、経営委員会及び経営委員会の下に設置した基本ポートフォリオ検証等 PT（プロジェクトチーム）で議論を重ねると共に、執行部内でも入念な分析を行い適切に策定されたと思料します。

運用の多様化・高度化への取組については着実に進展していると思料します。基本ポートフォリオに忠実な運用を維持するための精緻なリスク管理、市場へのインパクトを避けつつも迅速にリバランスを行う執行能力の向上、運用の多様化に伴い増加する運用機関及び取引の管理能力向上等が今中計期間を通じて着実に図られています。また、長期的な視点に立った運用を行うため、サステナビリティ投資方針の策定やESG及びスチュワードシップ活動の効果検証などが実行されていると思料します。

また、女性活躍推進について、令和5事業年度（以下「前年度」という。）

に続き女性キャリア研修などを行ったことは女性の意欲向上や定着の促進に寄与するものであると評価します。しかし、現時点では目に見える進展は限定的です。職場環境、人事制度上の劣後は認識されないことから、女性比率及び女性管理職比率を向上させる一層の取組が必要です。

運用の多様化・高度化を推進するため職員の採用を積極的に行っており、年代、バックグラウンドの異なる人材の多様化も進んでいます。職員のエンゲージメントを高め、より生産性の高い組織づくりを行うためには人材管理の高度化も重要です。リソース不足により一部施策の遅れも見受けられることから人材管理機能の強化を実行することを強く期待します。

運用の多様化の観点から取組んでいるオルタナティブ投資は、運用機関の選定方法、投資対象、コスト構造、投資開始後の管理方法など伝統的資産と特徴が異なる点もあります。データ分析の精緻化等管理・運用能力の向上に順次取り組んでいます。リソース不足により管理の内製化や運用の見える化などにおいて改善が必要と思われる点も観察されます。オルタナティブ投資の管理能力の向上と運用の一層の透明性確保を推進することを期待します。

2 内部統制システムは、概ね適切に機能していると認めます。一方で下記の事象が発生していることから、改善が必要であると認めます。

(1) 前年度当法人の自家運用ファンドの1つにおいて、例外的な取引手法が発生し、監査報告において内部統制上の不備を指摘すると共にその改善を要請しました。執行部による業務マニュアルの整備、経営委員による規程改定の提案があり、経営委員会で変更後の業務フローの報告を受け、規程の審議・議決が行われ、改善が図られたことを認めます。また、その改善後の業務マニュアルや規程により業務が遂行され、内部統制が有効に機能していることを検証しました。ただし、この不備は速やかな是正措置がとられなかったことから、今後、内部統制上の不備が発覚した際には、迅速に対応し、是正すべきであると考えます。

(2) 次期基本ポートフォリオの公表において、機密情報であるその内容が事前に漏洩する事案が発生しました。当該事案は経営委員会としても重大な問題と捉え、経営委員長と連携して執行部が迅速なアクションを取りましたが、内部統制上の不備であることから、役職員と共に機密情報を知り得る関係者に対して、機密情報の取扱いに関する継続的な周知徹底と情報統制の改善を求めます。

なお、その他補足事項は次のとおりです。

運用の多様化・高度化が進む中、内部統制機能の一層の強化が必要であることは前年度の監査報告においても指摘しました。新たな組織としてコンプライアンス室を設置することを決定し、コンプライアンス職員を増員したことは内部統制機能強化の前進と思料します。一方で、運用の多様化・高度化の推進や組織拡大が計画される中では第2線（リスク管理）、第3線（内部監査）の継続的な改善が必要です。増員、人員配置を含め、これらの機能強化を実行することを強く期待します。

- 3 役員の職務の遂行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実については認められませんでした。
- 4 会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制は相当であると認めます。
- 5 事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示していると認めます。
- 6 独立行政法人に求められた事務・事業の見直し、資産・運営等の見直しについて法人の講ずべき措置は、着実に推進されていると認めます。

第3 監査委員尾崎道明は、上記「第2 監査の結果」に反対であり、その意見は、次のとおりです。

- 1 管理運用法人の業務執行については、令和5事業年度(以下「前年度」という。)に引き続き、下記3のとおり、国債の自家運用において、業務方法書及び組織規程中の関係規定に違反する著しく不当な行為を長期にわたって継続して行い、かつ、同関係規定の誤った恣意的な解釈を維持して、必要な是正措置をとることを長期にわたって怠ったものであり、著しく不当な業務執行が行われたものと認める。
- 2 内部統制システムについては、下記3のとおり、前年度において、国債の自家運用に係る著しく不当な行為が行われていることが発覚したにもかかわらず、上記関係規定の誤った恣意的な解釈を維持して、令和6年11月に至るまで、その是正を怠ったことに照らし、重大な欠陥があるものと認める。

3 役員の職務の遂行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実については、次の事実が認められた。

前年度の監査報告第3に記した当職の意見のとおり、令和5年7月から、管理運用業務担当理事らが特定の自家運用国債の購入について、長期にわたり継続して、業務方法書及び組織規程中の関係規定に違反し、取引先を特定の2証券会社に限定し、これら2社に当該取引を独占させた事実が明らかになった。この事実は、令和5年12月の内部通報により発覚し、遅くとも令和6年3月15日までには調査が完結したにもかかわらず、令和6事業年度に入った後も必要な是正措置がとられず、当初、同じ2社に独占させる取扱いが引き続き行われ、後に一部証券会社が入れ替えられ、また、投資委員会にその報告がなされるにいたったものの、当職からの督促にもかかわらず、上記関係規定に従って取引先選定に係る適切な基準について投資委員会において審議及び議決を行わないまま、令和6年11月に至るまで、管理運用業務担当理事らが選択した特定の証券会社を取引先とする執行が行われた。

執行部は、上記関係規定の誤った恣意的解釈、すなわち、国債の自家運用に係る取引先としての適格を有する者として投資委員会があらかじめ認定した証券会社十数社のうちから個別の取引先を選択することは、管理運用業務担当理事らの自由な裁量に属し、その選択の基準及び方法について投資委員会において審議及び議決する必要はないとの解釈を維持して、必要な是正措置を長期にわたって怠り、令和6年11月に至ってようやく、同基準及び方法を定めた業務マニュアルを投資委員会において議決し、また、同年12月、当経営委員の提案によって、組織規程第2条の5の改正が第102回経営委員会において議決され、投資委員会の審議及び議決事項に自家運用に係る個別取引先の決定に適用される適切な基準及び方法の決定が含まれることが明示されるにいたった。

以上のような管理運用業務担当理事を始めとする執行部役員の業務執行は、上記関係規定に違反し、管理運用法人の業務の公平性・透明性並びにこれに対する国民の信頼を大きく損なうものであり、著しく不当である。

以上